

締約国に関する情報 RO	ルーマニア	附属書 B1 RO
	一般情報	
国内官庁の名称	State Office for Inventions and Trademarks (Romania) (国家発明商標庁 (ルーマニア))	
所在地	5, Ion Ghica Street, 030044, Bucharest 3, Romania	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(40-21) 306 08 00	
電子メール	office@osim.gov.ro	
インターネット	http://www.osim.ro	
ファクシミリ装置	(40-21) 312 38 19	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	用意なし	
ルーマニアの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令 <sup>2</sup> は外国官庁への国際出願を制限するか？	欧州特許庁 (EPO), WIPO国際事務局 又は国家発明商標庁 (ルーマニア) 次の場合、出願は制限される： ルーマニアで行われた発明 <sup>3</sup>	
ルーマニアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：国家発明商標庁 (ルーマニア) 欧州特許：欧州特許庁 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許、実用新案 (実用新案は国内特許に代えて又は追加して求めることができる) 欧州：特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 特許法No. 64/1991の施行規則 (2008年5月21日の政府決定No. 547/2008で承認)、第4条(3)及び第7条。

3 ルーマニアの国民又は居住者は、国家安全保障にとって重要となる主題に関する国際出願については国家発明商標庁 (ルーマニア) に直接出願しなければならない。

R O	ルーマニア (続き)	R O
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>支払は国内官庁に直接、又は銀行送金によって行うことができる。ユーロに対するルーマニア・レイの為替レートは、日々の為替変動、インフレーションのために定期的なスライド制を規定しているが、ユーロ建の額は引き続き変更されていない。したがって外国に居住する出願人はユーロ建の支払が要求される。</p> <p>支払は次の所在地の国内官庁に直接行うことができる： BCR S.A., Calea Plevnei nr. 159, Bussiness Garden Bucureşti, Clădirea A, et. 6, sect. 6, Bucureşti</p> <p>口座の詳細： IBAN : RO38RNCB0080005630320005 BIC (SWIFT CODE) : RNCBROBU 国庫コード 4266081</p> <p>この口座宛のすべての支払は、この口座への入金日に国内官庁に支払われたものとみなされる。支払には国際出願番号、又は既に判明している場合には国内出願番号を表示し、支払う手数料の種類を表示しなければならない。</p>	
国際型調査に関するルーマニアの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合：</p> <p>出願人は、国際出願がルーマニア語によって公開された日から、その発明の主題事項を使用している者に対して、その使用者が、使用されている発明が公開出願の主題事項であったことを知っていた場合、又は知っているはずであった場合でも、状況に応じて適切な補償を請求することができる（特許法（法律No. 64/1991）第22条、第33条、第56条(3)及び(4)を参照）</p> <p>欧州特許を目的とする指定の場合：</p> <p>公開された欧州特許出願については、管轄官庁が当該出願の請求の範囲のルーマニア語による翻訳文を公開した日から、上述した保護が与えられる（法律No. 611/2002第5条(2)を参照）</p>	
ルーマニアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ルーマニアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及び あて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は特許付与決定が行われるまでに当該要件を満たすよう出願人に求める（特許法（法律No. 64/1991）第14条(3)再公布）。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照		